

Y C B I インターネットサービス契約約款

第1章 総則

(契約約款の適用)

第1条 山口ネットワークス株式会社(以下「当社」という)は、Y C B I インターネットサービス契約約款(料金表を含む。以下「契約約款」という)を定め、これを基にY C B I インターネット接続サービスを提供する。

(契約約款の変更及び追加)

第2条 当社は、事前に通知することなく都合により本契約約款を変更することがある。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の契約約款によるものとする。

2 当社からネットワークを通じてお客様に発送される諸規約は、この契約約款の一部となるものとする。

(協議)

第3条 この契約約款に記載されていない実施上の必要な細目については、お客様と当社との協議によって定めるものとする。

(用語の定義)

第4条 この契約約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとする。

(1) Y C B I インターネットサービス

Y C B I インターネットサービス用通信回線及びY C B I インターネットサービス用通信設備をお客様に提供する当社の電気通信サービス。

(2) Y C B I インターネットサービス用通信回線

Y C B I インターネットサービスに使用する第一種電気通信事業者等(第一種電気通信事業者その他通信用回線設備を保有する団体(国、自治体を含む)を言う)が提供する通信回線。

(3) Y C B I インターネットサービス用通信設備

Y C B I インターネットサービス用通信回線に使用するY C B I インターネットサービス用通信回線に接続された当社の通信設備及び電子計算機等(電子計算機の本体、入力装置及び他の機器ならびにソフトウェアを言う)。

(4) お客様

本契約約款を承諾の上、当社が提供するY C B I インターネットサービスの利用を申し込み、当社と利用契約を締結した個人又は法人。

(5) 利用契約

Y C B I インターネットサービスの提供を受けるための契約。

(6) 顧客設備等

お客様がY C B I インターネットサービスの提供を受けるため、アクセス回線を経由して、または直接Y C B I インターネットサービス用通信回線と接続する端末設備、電子計算機及びその他の機器。

(7) アクセス回線

顧客設備等をY C B I インターネットサービス用通信回線に接続するために当社もしくは

お客様が第一種電気通信事業者から借りる電気通信回線をいい、電話回線、ISDN回線、専用線等がある。

(8) アクセスポイント

お客様が顧客設備等を、アクセス回線経由または直接Y C B Iインターネットサービス用通信回線と接続するための接続ポイント。

(9) 他社等のネットワーク

当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスまたはその通信網。

(10) 他社等のネットワーク事業者

他社等のネットワークを提供する事業者(国、自治体を含む)。

(11) IPアドレス

インターネットに接続した個々のコンピューターに割り振られ、データを送受信する際発信元と宛先の特定に用いられるアドレス。

(12) ドメイン名

インターネットでの住所表示と言われ、国別コード、組織の種別コード、ホスト名から構成される名前。

(13) フレッツISDN

西日本電信電話株式会社が提供する、ISDN回線を利用した定額制地域IP網接続サービス。

(14) フレッツADSL

西日本電信電話株式会社が提供する、メタリックケーブルによる非対称型デジタル伝送方式を利用した定額制地域IP網接続サービス。

(15) Bフレッツ

西日本電信電話株式会社が提供する、光ファイバーケーブルを利用した定額制地域IP網接続サービス。

(16) 消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

第2章 Y C B Iインターネットサービスの内容等

(サービスの種類及び内容)

第5条 当社が提供するY C B Iインターネットサービスの種類は下記のとおりとする。

(1) ダイアルアップIP接続サービス

品目	接続回線	通信速度等	認証方式
ダイアルアップIP接続サービス	アナログ回線	28.8Kbps	PAP/CHAP
		33.6Kbps	
		56Kbps(V.90/K56flex)	
	ISDN回線	同期 64Kbps	

ダイアルアップIP接続のアクセスポイントについては、別表第1号アクセスポイント一覧に記載

- (2) フレッツ I S D N 対応サービス
ダイヤルアップ I P 接続サービスの付加サービスとして、お客様がフレッツ I S D N を利用する場合の接続サービスを提供するもの。
- (3) フレッツ A D S L 対応サービス
ダイヤルアップ I P 接続サービスの付加サービスとして、お客様がフレッツ A D S L を利用する場合の接続サービスを提供するもの。
- (4) B フレッツ 対応サービス
ダイヤルアップ I P 接続サービスの付加サービスとして、お客様がフレッツ A D S L を利用する場合の接続サービスを提供するもの。
- (5) L A N 接続サービス
Y C B I インターネットサービス用通信回線と顧客設備とを L A N 接続し、Y C B I インターネットサービスを提供するもの。
- (6) パーチャルドメインサービス

(サービスの提供区域)

第 6 条 Y C B I インターネットサービスの提供区域は下記のとおりとする。

- (1) ダイヤルアップ I P 接続サービス
当社のアクセスポイントが開設された地域とする
- (2) フレッツ I S D N 対応サービス
山口県内とする
- (3) フレッツ A D S L 対応サービス
山口県内とする
- (4) B フレッツ フレッツ 対応サービス
山口県内とする
- (5) L A N 接続サービス
Y C B I インターネットサービス用通信回線に L A N 接続可能なお客様とする
- (6) パーチャルドメインサービス
前記 (1) 号から (4) 号までのお客様とする

第 3 章 利用契約の締結等

(利用申し込み)

第 7 条 Y C B I インターネットサービス利用契約の申し込みは、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、当社に提出するものとする。

- 2 Y C B I インターネットサービス利用契約の申し込みをしたお客様は、自己の氏名を公開ディレクトリに登録することを承諾したものとする。
- 3 未成年者の加入に際しては、保護者の同意を得て同意書を提出するものとする。

(利用契約の成立)

第 8 条 利用契約は、前条の申し込みに対し当社が承諾したときに成立するものとする。

- 2 ダイヤルアップ I P 接続サービス利用契約が成立したときは、当社はお客様が申し込みにあたって届け出た名義を登録するとともにお客様の希望するダイヤルアップ I P 接続用ユーザー I D (以下「ユーザー I D」という) とパスワードを発行し、お客様に通知するものとする。ただし、お客様の希望するユーザー I D が申し込み時点において既に他のお客様によって使用されているユーザー

IDと同一のものであった場合、またはY C B Iインターネットサービスで使用するユーザーIDとして不適当と当社が判断した場合は当社が独自にお客様のユーザーIDを発行するものとする。

- 3 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には、利用申し込みを承諾しない場合がある。
 - (1) 利用申し込みをする方が、Y C B Iインターネットサービスの料金等(入会金、サービス料、その他費用)、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 当社の業務の遂行上または技術上著しい困難があるとき。
 - (3) Y C B Iインターネットサービスの申込者が、第33条(お客様の禁止行為)に該当する場合。
 - (4) Y C B Iインターネットサービスの利用申込書に虚偽の事実を記載した場合。
 - (5) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でないと判断した場合。
- 4 前項の規定によりY C B Iインターネットサービスの利用申し込みを拒絶した場合、当社は申込者に対しその旨を通知する。

(最低利用期間)

第9条 Y C B Iインターネットサービスの最低利用期間は3ヶ月とする。

(利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

第10条 お客様は、利用契約に基づいてY C B Iインターネットサービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、貸与(名義貸しを含む)、担保提供等を行うことはできないものとする。

(ダイヤルアップ接続用ユーザーIDおよびパスワードの責任管理)

第11条 お客様は、ユーザーID及びパスワード管理の責任を負うものとする。ユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与(名義貸しを含む)、担保提供等を行うことはできないものとする。

- 2 ユーザーID及びパスワードの使用上の過誤、第三者の使用による損害の責任を当社負わないものとする。
- 3 ユーザーID及びパスワードを失念した場合や盗まれた場合には、お客様は速やかに当社に届け出るものとする。

(法人のお客様の地位の継承等)

第12条 相続又は法人の合併によりお客様の地位の継承があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、継承したことを証明する書類を添えて、継承の日から30日以内にその旨を当社に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、地位を継承したものが2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知するものとする。またこれを変更したときも同様とする。
- 3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を継承したもののうち1名を代表者とみなす。
- 4 第8条(利用契約の成立)の規定については、本条の場合についてもこれを準用する。

(個人のお客様の地位の継承)

第13条 お客様である個人が死亡した場合には、当該個人に係るY C B Iインターネットサービスは終了する。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出をすることにより、相続人(相続人が複数あるときは遺産分割協議によりお客様の地位を継承したもので1名に限る)は引き続き当該契約によるY C B Iインターネットサービスの提供を受けることができる。この場合相続人は死亡したお客様の当該お客様上の地位を継承するものとする。

2 第8条（利用契約の成立）の規定については、前項の場合についてもこれを準用する。

（お客様の氏名等の変更等）

第14条 お客様は、その氏名もしくは名称または住所もしくは住所地について変更があったときは、変更があった日から30日以内に当社へ変更の届けを書面にて提出するものとする。

2 お客様は、前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき（顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含む）は、変更予定の1ヶ月前までに変更事項、変更予定日等を記入した書面を当社に提出するものとする。

3 第1項の規定は、第12条（法人のお客様の地位の継承等）および第13条（個人のお客様の地位の継承）の場合にも準用する。

（サービスの廃止）

第15条 当社は、都合によりY C B Iインターネットサービスの特定品目のサービスを廃止することがある。

2 当社は前項の規定によりサービスを廃止する際は、お客様に対し廃止する3ヶ月前までにその旨を通知する。

3 お客様は第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係る品目のサービスに代えて他の種類または品目のサービスを受けることができるものとする。この場合の当該請求については第14条の規定を準用する。

第4章 回線

（Y C B Iインターネットサービス用通信回線）

第16条 当社はY C B Iインターネットサービス用通信回線を使用してY C B Iインターネットサービスを提供する。

第5章 顧客側設備等

（顧客設備等の設置）

第17条 お客様は、当社からY C B Iインターネットサービスの提供を受けるにあたって、自らの費用で当社が定める技術的事項にしたがって顧客設備等をアクセス回線を経由して当社のアクセスポイントに接続する。

2 お客様が接続する設備は、当社が提示する技術的事項に適合する機種とする。ただし、Y C B Iインターネットサービスのうち、当社が別途指定する種類のものについては、当該技術的事項を個別に提示するものとする。

（お客様の設備維持責任）

第18条 お客様は、Y C B Iインターネットサービスの遂行に支障を与えないために、設備等を正常に稼働するよう維持するものとする。

2 当社が業務遂行上に支障がないと認めた場合を除いて、お客様の設備等に他の機械、付加価値等を取り付けないものとする。

（顧客設備等の検査）

第19条 当社は、Y C B Iインターネットサービスの利用開始に伴い顧客設備等を接続する場合、あるいは既に使用中の顧客設備等の変更あるいはアクセス回線変更を行う場合、もしくは顧客設備等に異常があると認められる場合、その他Y C B Iインターネットサービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるとき、その顧客設備等の種類あるいは接続状態等について立ち入り検査を行うことができるものとする。

2 前項の検査を行うため当社の係員がお客様の構内に立ち入る場合、当社の係員は所定の証明書を

提示する。

- 3 第1項の検査を行った結果、顧客設備等の種類あるいは接続状態等に不適切な事項が発見されたときには、当社はお客様にその是正を要求することができるものとする。

第6章 Y C B Iインターネットサービスの利用制限

(Y C B Iインターネットサービスの利用制限)

第20条 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、Y C B Iインターネットサービスの利用を制限または停止することがある。

第7章 保守

(Y C B Iインターネットサービス用通信設備の維持責任)

第21条 当社は、Y C B Iインターネットサービス用通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持するものとする。

(Y C B Iインターネットサービス用通信回線の修理または復旧)

第22条 当社は、Y C B Iインターネットサービス用通信回線に障害が発生した場合あるいはY C B Iインターネット用通信回線が滅失した場合、当該Y C B Iインターネットサービス用通信回線の貸主である第一種通信事業者等の修理基準にしたがって復旧させる。ただし、この場合に第23条（修理または復旧の順序）の規定に該当するときは第23条の適用がされるものとする。

(修理または復旧の順序)

第23条 当社は、Y C B Iインターネットサービス用通信回線またはY C B Iインターネットサービス用通信設備が故障または滅失した場合に、第20条（Y C B Iインターネットサービスの利用制限）の規定により優先的に取り扱われるY C B Iインターネットサービスに使用するY C B Iインターネットサービス用通信回線、またはY C B Iインターネットサービス用通信設備を優先して修理または復旧させるものとする。

(提供の中断)

第24条 当社は、次の場合にY C B Iインターネットサービスの提供を中断させることができるものとする。

- (1) Y C B Iインターネットサービス用設備の保守、点検、工事上やむを得ないとき。
- (2) 第一種通信事業者等の都合によりY C B Iインターネットサービス用通信回線の使用が不能になったとき。
- (3) 停電や火災などの不可抗力の事態が発生したとき。
- (4) 電気通信事業法第8条により公共の利益のために非常時における緊急を要する重要通信を優先させるとき。

- 2 当社は、前項の規定によりY C B Iインターネットサービスの提供を中断するときには、本サービス用設備および本サービス用通信回線等を用いて事前にその旨をお客様に通知するものとする。ただし緊急やむを得ない場合にはその限りではない。

第8章 免責

(当社の免責事項)

第25条 当社はY C B Iインターネットサービスの正常な運営に努めるものとするが、Y C B Iインター

ネットサービスの中断、運営停止等によってお客様に損害が生じたとしても、当社は一切その責を負わない。

- 2 当社は、お客様がY C B Iインターネットサービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。また、Y C B Iインターネットサービスの利用によりお客様が他のお客様または第三者に損害を与えた場合、当該お客様の責任と費用において解決するものとし、当社は損害賠償その他一切の責任を負わない。
- 3 当社は理由の如何にかかわらず、お客様がY C B Iインターネットサービス用通信設備内に書き込まれた情報が削除または破損が生じたとしても当該お客様の損害に一切責任を負わない。
- 4 当社はY C B Iインターネットサービスの提供に関し、お客様に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負わない。

第9章 料金等

(お客様の支払い義務)

第26条の1 お客様は当社に対し、Y C B Iインターネットサービスを利用するにあたっての初期費用、およびサービス料金、その他本サービスに付随して発生する費用(以下「料金等」という)を当社が指定する方法により遅滞なく支払う義務を負うものとする。

(料金等)

第26条の2 Y C B Iインターネットサービスの料金等は、次の事項からなる。

区 分	内 容
初期費用	入会金(初期接続設定費用、ドメイン申請代行手数料等)
サービス料金	利用開始日以降毎月支払う料金であり、料金月(当社が利用契約毎に定める暦月の一定の起算日から翌月の起算日の前日までの間をいい、以下同じとする)に従って計算する。サービス料金はY C B Iインターネットサービスの種類に応じて定める毎料金月一定額の料金とする。

- 2 Y C B Iインターネットサービスの料金等の額は、別表第2号に記載した額とする。
- 3 各料金月の途中で利用契約が開始した場合、当該料金月のサービス料金はサービス料金の30分の1(円未満切り捨て)とその料金月におけるY C B Iインターネットサービス利用日数を乗じて算出した金額(以下「日割金額」という)とする。
- 4 サービス料金は、当社がユーザーIDを通知した日を利用開始日とし、お客様の実際の利用開始日にかかわらず当該月を利用開始月1ヶ月目として課金する。ただし、Y C B Iインターネットサービスの中断、その他当社が承認する事由により課金開始月、および課金終了月を調整することがある。
- 5 お客様は当社に対してY C B Iインターネットサービスの利用に係る料金等をサービスの種類によって定める方法で支払うものとする。この場合において、支払いを要する金額は消費税相当額を加算した額とする。
- 6 お客様がY C B Iインターネットサービスを利用するためアクセスポイントに接続するまでに使用した通信回線の使用料金は、お客様が直接第一種電気通信事業者へ支払うものとする。
- 7 料金等は解約時にも返却しないものとする。ただし、1年払い等のお客様で双方協議の上当社が承認する事由においてはこの限りではない。

(料金の支払方法)

第27条 Y C B Iインターネットサービスの料金等は、毎月当社の定める日に次月分を請求する。1年払

いのお客様に対しては、年1回の当社の定める日とする。また、利用開始月の日割金額を請求することがある。

- 2 Y C B I インターネットサービスの料金等の請求を受けたお客様は、請求書に指定する期日までに当社が指定する方法により、その料金等を遅延なく支払うものとする。
- 3 お客様は、Y C B I インターネットサービスの料金等を当社が指定する期日までに当社の指定する方法により当社指定の金融機関に支払うか、当社が承認したクレジット会社の発行する会員保有のクレジットカードにより、当該クレジットカード会社の規約に基づき支払うものとする。

(割増金)

第28条 Y C B I インターネットサービスの料金等を不法に免れたものは、その免れた額(消費税相当額を含む)の2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

(遅延損害金)

第29条 お客様はY C B I インターネットサービスの料金等または割増金の支払を遅延した場合には、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければならない。

第10章 利用契約の解約および利用停止

(利用契約の解約)

第30条 お客様が解約する場合、LAN接続サービスの場合は1年以上のご利用を条件に解約の3ヶ月前までに解約の旨を書面にてY C B I インターネットサービスに通知するものとする。

- 2 ダイアルアップIP接続サービスの利用契約を解約しようとするときは、原則として解約しようとする日の3ヶ月前までに書面によりその旨を当社に通知するものとする。
- 3 利用料金等は返却しないものとする。
- 4 第15条第1項の規定により特定の品目のサービスが廃止されたとき(同条第3項の規定によりサービス種類または品目に変更があった場合を除く)は、当該廃止の日に該当品目に係るY C B I インターネットサービス契約が解除されたものとする。

(利用停止)

第31条 当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合は、当該お客様のY C B I インターネットサービスの利用を停止できるものとする。

- (1) Y C B I インターネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお入金の確認ができない時。
 - (2) 第33条(お客様の禁止行為)、第34条(システム運用上の諸規定)で規定している禁止行為に該当すると当社が判断した行為があった時。
 - (3) 第11条(ダイアルアップ接続用ユーザーIDおよびパスワードの責任管理)第1項、第17条(顧客設備等の設置)第2項、第18条(お客様の設備維持責任)の規定に違反した時。
 - (4) 正当な理由なく第19条(顧客設備等の検査)第1項の立ち入り検査を拒否した時、または同条第3項の是正要求に従わなかった時。
 - (5) 申込書の記載事項に虚偽の内容があったことが判明した時。
 - (6) Y C B I インターネットサービスに対する妨害行為があった時。
 - (7) その他、本契約に違反した時。
- 2 当社は、前項の規定によりY C B I インターネットサービスの利用停止を行うときは、その理由、利用停止日及び期間を、事前にお客様に通知するものとする。ただし、当社の業務遂行に支障を

及ばずと当社が判断したときは事後に通知することがある。

(当社が行う利用契約の解除)

- 第32条 当社は、第31条(利用停止)によりY C B Iインターネットサービスの利用停止になったお客様が第31条2項によって通知した期間内にその事由を解消しない場合は、Y C B Iインターネットサービスの利用契約を解除するものとする。ただし、当社の業務遂行に著しく支障を及ぼすと当社が判断したときは、第31条第2項の期間をまたずに利用契約を解除することができる。
- 2 当社は、お客様に次の事由が生じたときは、第31条の規定にかかわらず利用停止をせずにY C B Iインターネットサービスの利用契約を解約するものとする。
- (1) お客様が振り出した手形・小切手が不渡りになった時。
- (2) お客様が差押、仮差押、仮処分、国税滞納処分等の処分を受けた時。
- (3) お客様について、破産、和議、会社整理、特別清算、会社更生の申立があった時。
- 3 当社はおお客様のクレジットカードが無効になった場合、または当社指定の方法による入金を確認できない場合は、Y C B Iインターネットサービスの利用契約を解除するものとする。
- 4 当社は前各項の規定によりY C B Iインターネットサービスの利用契約を解約する場合は、事前にその旨をお客様に通知するものとする。ただし、通常取り得る手段を用いても通知できない場合はこの限りではない。

第11章 禁止行為

(お客様の禁止行為)

- 第33条 Y C B Iインターネットサービスを利用する際、お客様による以下の行為を禁止するものとする。
- (1) 他のお客様または第三者もしくは当社の著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権等の知的財産権、ならびに肖像権の侵害。
- (2) 他のお客様または第三者もしくは当社への誹謗、中傷または脅迫行為等。
- (3) 他のお客様または第三者もしくは当社に不利益を与える行為。
- (4) 公序良俗に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (5) Y C B Iインターネットサービスの運営を妨害する、または妨害するおそれのある行為。
- (6) 他のお客様のユーザーID等を不正に使用する行為。
- (7) 有害なコンピュータプログラム(コンピュータウイルス等)を送信、または書き込む行為。
- (8) 国内外の他のネットワークを経由して通信を行うに際し、経由するネットワークの規則に反する行為。
- (9) 他のお客様または第三者もしくは当社に対し、その意思に反して大量のメールを送信する行為。
- (10) その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- 2 当社は、前項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その他当社がY C B Iインターネットサービスの運営上不適当と判断した場合には、その旨をお客様に通知することなく当該情報等をY C B Iインターネットサービス用通信設備から消去することができるものとし、当社は消去理由を開示する責を負わないものとする。
- 3 前項に関し、当社はお客様が提供した情報等を監視または消去する義務を負うものではなく、また当社がお客様が提供した情報等を消去しなかったことにより会員または第三者が被った損害に関し、当社は一切責任を負わないものとする。

第12章 システム運用

(システム運用上の諸規定)

第34条 当社は、当社が提供するY C B Iインターネットサービス以外のインターネット利用については断ることがある。

- 2 当社はシステム運用上支障をきたすおそれのあるものについては、その利用を断ることがある。
- 3 当社は、ネットワーク構成、設備、アクセスポイント、その他の提供するサービスを予告なしに変更することがある。
- 4 当社は、Y C B Iインターネットサービス用通信設備内に保管されたお客様の個別ファイルについて責任を負わない。該当設備内に保管されたお客様のデータのバックアップについてはお客様の責任とする。
- 5 お客様がY C B Iインターネットサービスの利用契約を解約した場合もしくは第32条(当社が行う利用契約の解除)で定める利用契約の解除を受けた場合、当社はおお客様のファイルを削除するものとする。
- 6 当社は第33条(お客様の禁止行為)に該当するおそれがないことを確認する目的で、お客様のホームページ領域におかれたプログラムのソースコードを調査することがある。
- 7 前項の場合を除き、お客様が本規約または準拠すべき法律に違反しない限り、当社はおお客様のファイル及び電子メールを調査することはない。
- 8 当社は使用に適さないソフトウェアのリストをオンラインにてお客様に通知するものとし、この使用に適さないソフトウェアをお客様が利用した場合は、Y C B Iインターネットサービスに対する妨害行為とみなすものとする。

第13章 秘密保持

(機密保持)

第35条 当社は、Y C B Iインターネットサービスの提供に関連して知り得たお客様の機密情報を第三者に漏洩しない。ただし、令状を持つ所轄公官庁職員に対してはこの限りではない。

第14章 雑則

(お客様の義務)

第36条 お客様が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合には、当該地のネットワークの規則に従うものとし、特に学術研究ネットワークについては営利を目的として利用してはならない。

- 2 お客様はY C B Iインターネットサービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、すみやかにその旨を当社に報告していただくものとする。

(権利侵害の防止)

第37条 お客様は、Y C B Iインターネットサービスから得た情報(文書、写真、イラスト、CG、ソフトウェア等)を公開する場合には、著作権者及び当社の事前承諾が必要であり、第三者の著作権その他の権利を侵害しないものとする。

(公開サービス等の運用)

第38条 Y C B Iインターネットサービスの公開サービス等で当社が管理している情報に関しては、発信者の事前承認なしに、公開した内容を他媒体に転載してはならない。情報の取扱いその他については公開サービスで定める了解事項に従うものとする。

- 2 当社は、以下の場合お客様の投稿した記事を削除できるものとする。
 - (1) 投稿記事の内容が第33条に該当すると当社が判断した場合。
 - (2) 投稿後一定期間を経過した場合。

(3) その他当社が不適當であると判断した場合。

付則 この契約約款は 2 0 0 2 年 7 月 1 日から効力を発するものとする。

この改正契約約款は 2 0 0 5 年 8 月 3 0 日から効力を発するものとする。

別表

1. アクセスポイント一覧

アクセスポイント名称	アクセスポイント電話番号
山口	083 - 901 - 3001
小郡	083 - 974 - 4503
宇部	0836 - 36 - 7381
下関	0832 - 29 - 4013
豊浦	0837 - 75 - 1018
美祢	0837 - 54 - 3440
長門	0837 - 23 - 4008
萩	0838 - 24 - 3002
田万川	08387 - 3 - 2001
防府	0835 - 26 - 3007
徳山	0834 - 33 - 6030
下松	0833 - 45 - 6449
柳井	0820 - 24 - 0126
久賀	08207 - 9 - 0056
岩国	0827 - 29 - 2812

2. 料金表（いずれも消費税相当額を含む）

2.1.1 ダイヤルアップIP接続初期費用（初期接続設定料金）

費用項目	種別	支払単位	金額
入会費	個人	申込時	無料
	法人	申込時	無料

2.1.2 ダイヤルアップIP接続サービス料

費用項目	種別	支払単位	金額	初期ホームページ及びメールボックスの許容量	追加可能アカウント数（メールアドレス数）	1アカウントあたりの追加料金
サービス料金	個人	月	¥2,100	ホームページ 10MB	2	¥525
		年	¥23,100	メールボックス 10MB		¥6,300
	初期メールアカウント1個添付（無料）					
	法人	月	¥5,250	ホームページ 50MB	無制限	¥525
		年	¥63,000	メールボックス 10MB		¥6,300
	初期メールアカウント5個添付（無料）					

（上記の他にアクセスポイントまでの通信料金が別途必要です）

2.2.1 フレッツISDN対応サービス初期費用

費用項目	種別	支払単位	金額
フレッツISDN 対応初期費用	個人	申込時	無料
	法人	申込時	無料

2.2.2 フレッツISDN対応サービス料

費用項目	種別	支払単位	接続ポイント数	料金
フレッツISDN 対応サービス料	個人	月	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥1,155
		年	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥13,860
	法人	月	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥1,155
		年	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥13,860

(フレッツISDN対応サービスはダイヤルアップIP接続サービスに付加するサービスですので、上記の他にダイヤルアップIP接続サービス料がかかります。また、西日本電信電話株式会社にお支払いただく費用が別途必要となります。)

2.3.1 フレッツADSL対応サービス初期費用

費用項目	種別	支払単位	金額
フレッツADSL 対応初期費用	個人	申込時	無料
	法人	申込時	無料

2.3.2 フレッツADSL対応サービス料

費用項目	種別	支払単位	接続ポイント数	料金
フレッツADSL 対応サービス料	個人	月	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥1,155
		年	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥13,860
	法人	月	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥1,155
		年	1個所のみ	無料
			2個所目以降	追加分接続ポイント1箇所あたり¥13,860

(フレッツADSL対応サービスはダイヤルアップIP接続サービスに付加するサービスですので、上記の他にダイヤルアップIP接続サービス料がかかります。また、西日本電信電話株式会社にお支払いただく費用が別途必要となります。)

2.4.1 B フレッツ対応サービス初期費用

費用項目	種別	支払単位	金額
B フレッツ対応 初期費用	個人	申込時	無料
	法人	申込時	無料

2.4.2 B フレッツ対応サービス料

費用項目	種別	支払単位	接続ポイント数	料金
B フレッツ 対応サービス料	個人	月	1 箇所のみ	¥2,730 (サービス料金含む)
			2 箇所目以降	追加分接続ポイント 1 箇所あたり ¥1,890
		年	1 箇所のみ	¥30,030 (サービス料金含む)
			2 箇所目以降	追加分接続ポイント 1 箇所あたり ¥22,680
	法人	月	1 箇所のみ	¥7,245 (サービス料金含む)
			2 箇所目以降	追加分接続ポイント 1 箇所あたり ¥3,150
		年	1 箇所のみ	¥86,940 (サービス料金含む)
			2 箇所目以降	追加分接続ポイント 1 箇所あたり ¥37,800

(B フレッツ対応サービスはダイヤルアップ IP 接続サービスに付加するサービスですので、上記の他にダイヤルアップ IP 接続サービス料がかかります。また、西日本電信電話株式会社にお支払いいただく費用が別途必要となります。)

2.5.1 LAN 接続サービス初期費用

個別に御見積致します。

2.5.2 LAN 接続サービス料

個別にお見積致します。

2.6.1 バーチャルドメインサービス初期費用

費用項目	種別	支払単位	料金
初期設定料金	法人	申込時	¥21,000
ドメイン名取得等代行申請手数料			¥5,250

(ドメイン名の取得にあたっては、別途ドメイン登録料 ¥21,000 が必要です。)

2.6.2 バーチャルドメインサービス料

費用項目	種別	支払単位	料金
バーチャルドメイン保守費用及びド メイン維持費用等	法人	月	¥2,520
		年	¥30,240

(バーチャルドメインサービスはダイヤルアップ IP 接続の法人会員向け付加サービスですので、上記のほかにダイヤルアップ IP 接続サービスの法人料金がかかります。)